

答弁書第二号

内閣参質一六八第二号

平成十九年九月二十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 江田五月殿

参議院議員紙智子君提出ヨ―ネ病問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員紙智子君提出ヨ―ネ病問題に関する質問に対する答弁書

一について

ヨ―ネ病のエライザ法を用いた抗体検査（以下「エライザ抗体検査」という。）は、平成四年五月十三日付けの「病性鑑定指針」（昭和六十年十一月二十五日付け農林水産省畜産局長通知）の改正により、ヨ―ネ病の検査方法として追加されたものである。また、平成四年から平成十八年までの間に、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）に基づき実施したヨ―ネ病の検査の対象となった家畜の頭数は、エライザ抗体検査以外の方法で検査されたものも含め、五百二十二万三千四百四十八頭である。

二について

一般的にエライザ抗体検査を含め、抗体検査の特性として、疾病にかかっていない家畜であっても陽性を示す可能性があるものと認識している。このため、都道府県におけるエライザ抗体検査を用いたヨ―ネ病の確定診断に当たっては、複数回の検査を行うなど、正確な診断に努めるよう指導しているところである。

三について

ヨーネ病の患畜頭数が増加したのは、発生状況の把握のための検査の強化により、検査の対象となった家畜の頭数が増加したことによるものと認識している。

四について

過去にエライザ抗体検査によって陽性になったものについて再検査する場合、時間の経過等により、検査材料が以前の検査時より劣化することから、科学的に適切な再検査ができないと考えている。また、現在のところ、エライザ抗体検査のほかに血清を検査することによりヨーネ病の診断を行う適切な方法はなると承知している。なお、家畜伝染病予防法第十七条の規定によりヨーネ病にかかった家畜が殺された場合には、同法第五十八条第一項の規定に基づき、同法第十七条の殺処分命令があったときにおける当該家畜の評価額の五分の四に相当する額が手当金として家畜の所有者に対して支払われている。

五の1について

エライザ抗体検査においては、ヨーネ病に限らず、一般的に非特異的反応が起り得ることから、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）では、極力非特異的反応を減らすべく研究を実施してきたところであり、今回のヨーネ病についての試験について

も、当該研究の一環として実施されたものと承知している。

五の2について

現在のところ、動物衛生研究所による「牛用ワクチン接種とヨーネ病ELISA値の非特異的上昇に関する試験成績」に示された牛血清アルブミン以外に、非特異的反応が出る可能性があるものはないと承知している。

五の3について

動物衛生研究所においては、ヨーネ病のエライザ抗体検査における非特異的反応が起こる原因を究明するため、ヨーネ病の診断技術に係る研究を引き続き進めているところであると承知している。

